

学校いじめ防止基本方針

大阪府立貝塚南高等学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『「明るく、たくましく、心爽やかな人間」を育成すること、即ち、人間尊重を最重点に、真に豊かな人間性と国際感覚を養う教育をめざす』ことを教育目標としている。そのために人権教育に重点をおいて取り組んでおり、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条 第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめの定義」には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったB が心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれない。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等 当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNS等のインターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図ります。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭（委員長）、首席、生活指導部長、各学年主任、人権教育推進委員長、教育相談委員長、養護教諭、スクールカウンセラー、（情報科教諭）

(3) 役割

ア 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

貝塚南高等学校 いじめ防止年間計画

	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談(いじめ等も含む) 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 人権HR(アンケート結果より)	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談(いじめ等も含む)	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談(いじめ等も含む)	第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果、面談結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	教育相談会議 「いじめ等アンケート」実施① 校外学習 体育祭	教育相談会議 「いじめ等アンケート」実施① 校外学習 体育祭	教育相談会議 「いじめ等アンケート」実施① 校外学習 体育祭	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第2回委員会 (アンケート結果確認等) (状況報告と取組みの検証)
7月				
8月				
9月	文化祭	文化祭	文化祭	
10月	教育相談会議 「いじめ等アンケート」実施②	教育相談会議 「いじめ等アンケート」実施②	教育相談会議 「いじめ等アンケート」実施②	第3回委員会 (アンケート結果確認等) (状況報告と取組みの検証)
11月 12月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第4回委員会 (アンケート結果確認等) (状況報告と取組みの検証)
1月				
2月	「いじめ等アンケート」実施③ 教育相談会議	「いじめ等アンケート」実施③ 教育相談会議	教育相談会議	第5回委員会
3月				(年間の取組みの検証)

5 取組み状況の把握と検証(PDCA)

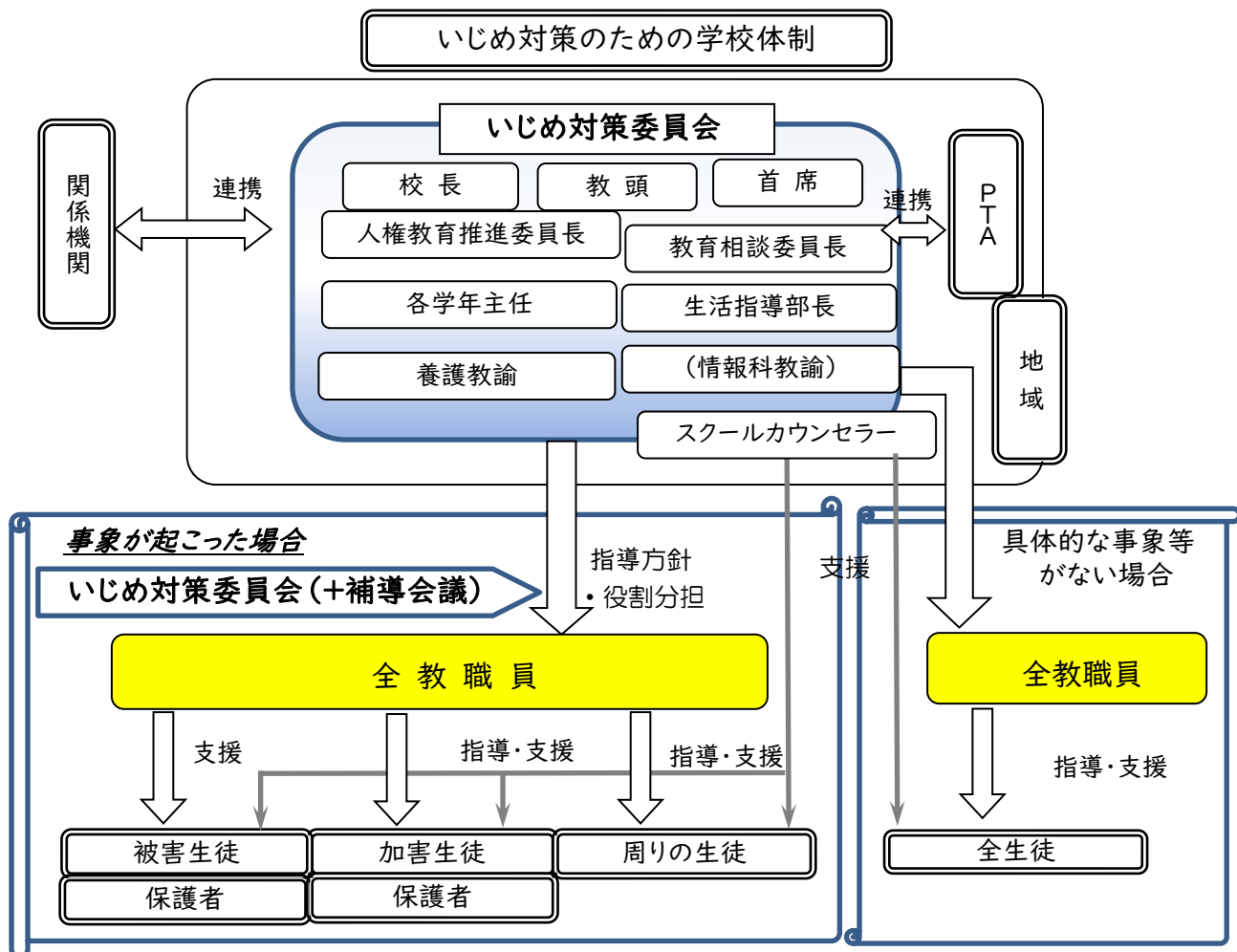
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を(1学期に2回、2学期に2回、3学期に1回)年5回、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



【いじめ対策委員会(+補導会議)】

いじめ事象が発覚した際に招集。様々な側面から指導方針(担任注意や学年指導、人権委員からの注意や教育相談のサポート、懲戒にかかる特別指導の必要性など)を検討し、内容に応じて各部署に指導を依頼する。会議の結果は全職員に職員会議などで報告し、情報の共有をはかる。

構成メンバーは、生活指導部(部長・当該学年生指)・人権教育推進委員会・教育相談委員会・当該担任・当該副担任・管理職とする。

2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの発見を第一に取り組むのではなく、未然防止の取り組みを行うことが、最も合理的で最も有効な対策になることを教職員が理解する。

生徒には、いじめが重大な人権侵害であることを理解させ、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養えるように指導を行う。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

自分自身が他者から認められていなかったり、認められた経験を持っていない生徒は、他者を認めたり大切にしたりできないので、HR活動や学校行事等、全ての教育活動を通じて、生徒が他者から認められる機会を持てるようにする。そのためには、日々の授業の中で当たり前発言したり聴いたりする姿勢を育てていけるように指導を行う。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

授業中に生徒の不安や不満が高められることのないように、すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための、わかる授業づくりに取り組むとともに、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動に注意する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

HR活動や学校行事等、全ての教育活動を通じて、生徒が他者から認められる機会を持てるようにする。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む

各学年の4月に行う「いじめに関するアンケート調査」を元に、生徒がいじめを身近な問題ととらえ、主体的に活動できているかを教職員が分析し、必要な支援を行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携し生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができない場合が多い。このため、日頃から生徒の変化を見逃さず、適切なタイミングで生徒に声かけが出来るように、生徒の観察と教職員間の情報共有を積極的に行うことが重要である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫し、学期ごとなどの節目で生徒の生活や人間関係の状況を把握できるよう、年度当初に計画を立て実施する。また、生徒との面談等に役立てる。

定期的な教育相談としては、教育相談室や保健室や職員室の利用、電話相談窓口について広く周知。日常の観察として、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、平素から生徒の学校の様子について連絡しておき、保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、保護者との信頼関係を築いておく。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立しておく。「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応し、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(4) 学年通信等のプリント、ホームページ等により、相談体制を広く周知する。

学校教育自己診断や学校運営協議会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供することが重要である。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができ。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、「いじめ対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、「いじめ対策委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。
- (2) 保護者には迅速に連絡し、事実関係を報告したうえで、被害生徒と保護者の立場に立って、学校としてどのように対処していくかを説明し理解を得るようにする。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげるにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の対人関係能力の向上を図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
体育大会や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

付則

平成26年 1月30日制定
平成28年 11月10日改定
平成29年 5月11日改定
平成29年 12月21日改定
平成30年 5月31日改定
令和 5年 5月11日改定
令和 7年 4月 1日改定